

議案第62号

城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について

城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年城陽市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行			改 正 後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1～13 略			1～13 略		
<u>14</u> 教育委員会	城陽市就学援助規則（平成13年城陽市教育委員会規則第4号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの		14 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	
			<u>15</u> 教育委員会	城陽市就学援助規則（平成13年城陽市教育委員会規則第4号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～11 略			1～11 略		
			12 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
<u>12</u> 教育委員会	城陽市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定める	略	13 教育委員会	城陽市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定める	略

もの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	城陽市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	略

もの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	城陽市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の導入に伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に利用できるようにするため、城陽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年城陽市条例第34号）について所要の改正を行いたいので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（利用範囲）

### 第9条

略

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～6

略